

東京都板橋区立福祉園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第15号

東京都板橋区立福祉園条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立福祉園条例（平成9年板橋区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第3条の2第1項第1号中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第3号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同項第4号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同項第5号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の2第1項第3号の改正規定及び同項第5号の改正規定（「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める部分に限る。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第16号

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年板橋区条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第11章 医療型児童発達支援センター（第78条―第80条）」を「第11章 削除」に、「第15章 雑則（第101条・第102条）」を「第15章 里親支援センター（第101条―第106条）  
第16章 雑則（第107条・第108条）」に改める。

第3条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第14条第1項及び第20条の2第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第31条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第33条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第41条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第62条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」

を加える。

第63条第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号ア中「訓練室及び屋外訓練場」を「支援室及び屋外遊戯場」に改める。

第64条第9項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第10項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第71条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第72条第4項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第74条各号列記以外の部分中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第1号中「福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）」を「児童発達支援センター」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に、「福祉型児童発達支援センターの」を「児童発達支援センターの」に改め、「便所」の次に「、静養室」を、「備品」の次に「等」を加え、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前号に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、診療所として必要な設備を設けること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

第74条第4号及び第5号を削る。

第75条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。）」を「児童発達支援センター」に改め、同条第2項第3号ア中「福祉型児童発達支援センタ

一」を「児童発達支援センター」に改め、同号イ及びウ中「当該福祉型児童発達支援センター」を「当該児童発達支援センター」に改め、同条第4項から第7項までを削り、同条第8項中「第79条第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とし、同条第9項中「、言語聴覚士」を削り、同項を同条第6項とし、同条第3項中「主として知的障がいのある児童を通所させる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前2項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、診療所として必要な職員を置かなければならない。

第76条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（心理学的及び精神医学的診査）

第76条の2 児童発達支援センターにおいて障がい児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

第77条第1項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第78条から第80条まで 削除

第87条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第100条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第102条を第108条とし、第101条を第107条とする。

第15章を第16章とする。

第14章の次に次の1章を加える。

## 第15章 里親支援センター

### (設備の基準)

第101条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号及び第106条において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

### (職員)

第102条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、

児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親等への支援の実施に関して、区長が前2号に該当する者と同  
等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ  
ならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、区長が前2号に該当する者と同  
等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第103条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 区長が前2号に該当する者と同  
等以上の能力を有すると認める者  
(里親支援)

第104条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童

の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第105条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第106条 里親支援センターの長は、里親等の支援に当たっては、常に都道府県、区市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員その他の関係機関と連携を図らなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第11条の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）（次項において「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、この条例による改正後の東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に

関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第74条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 3 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新条例第75条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に設置しているこの条例による改正前の東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧条例」という。）第74条第1号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び同条第3号に規定する主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第74条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に設置している旧条例第74条第1号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び同条第3号に規定する主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第75条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

東京都板橋区長 坂 本 健

## 東京都板橋区条例第17号

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年板橋区条例第12号）の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第67条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）を「

第3節 設備に関する基準（第70条）

第4節 運営に関する基準（第71条—第77条）」

第3章 削除」に改める。

第2条第1項第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改め、同項第14号中「、第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第4条ただし書中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改め、「病院をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「第68条第1項第1号及び第70条第1項第1号において」を「以下」に改める。

第5条中「指導及び訓練を」を削り、「効果的に」を「効果的な支援

をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を」に改める。

第7条第3項を次のように改める。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第7条第4項を削る。

第8条第2項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室には、訓練」を「発達支援室には、支援」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下の項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項に掲げる」を「第1項に規定する」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、第2項に掲げる設備を除き」を加える。

第13条第2項中「行い」を「行うとともに、当該障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「心身の健康等に関する領域との関連性並びに障がい児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第6項中「通所給付決定保護者」の次に「

及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第13条の2 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務を行うに当たっては、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第29条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第30条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第31条第1項中「障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第32条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障がい児の適性、障がいの特性その他

の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、第13条第4項に規定する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第32条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第32条の次に次の2条を加える。

第32条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（第13条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（インクルージョンの推進）

第32条の3 指定児童発達支援事業者は、障がい児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならない。

第34条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第39条中「又は特例障害児通所給付費」を「、特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「第11条第2項」を「第11条第3項」に改める。

第42条中「指定児童発達支援事業者は」を「指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は」に改める。

第49条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。  
第53条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。  
第61条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練を行う場所には、訓練」を「発達支援を行う場所には、支援」に改める。

第63条中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「第11条第2項」を「第11条第3項」に、「指導訓練を」を「発達支援を」に改める。

第3章を次のように改める。

### 第3章 削除

第67条から第77条まで 削除

第78条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第81条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室には、訓練」を「発達支援室には、支援」に改める。

第84条及び第85条中「第11条第2項」を「第11条第3項」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第87条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練を行う場所には、訓練」を「発達支援を行う場所には、支援」に改める。

第89条中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「第11条第2項」を「第11条第3項」に、「指導訓練を」を「発達支援を」に改める。

第97条中「、第13条」を「から第13条の2まで」に、「第4項及び第5項を除く。）まで」を「第6項及び第7項を除く。）まで、第32条の2」に、「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に、「、第55条及び第76条」を「及び第55条」に、「、第28条第2項ただし書」を「、第13条第4項中「心身の健康等に関する領域との関連性並びに障がい児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた」と、第28条第2項ただし書」に、「

読み替える」を「、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替える」に改める。

第102条中「及び第5項」を削り、「除く。）まで」の次に「、第32条の3」を加え、「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に改め、「、第76条」を削り、「保育所等訪問支援計画」との次に「、第13条第4項中「心身の健康等に関する領域との関連性並びに障がい児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「障がい児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障がい児に係る当該事業所の訪問支援員が当該障がい児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）の担当者等」とを、「第95条第2項」との次に「、第32条第6項中「を受けて」とあるのは「及び訪問先施設による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障がい児及びその保護者」とあるのは「障がい児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」とを、「勤務体制」との次に「、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第103条第1項中「、第68条、第79条第1項及び第2項」を「、第79条第1項及び第2項」に改め、「、第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを削る。

第106条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第77条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）（次項において「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧条例」という。）第7条第3項に規定する主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所については、新条例第7条及び第17条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第7条第3項に規

定する主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所については、新条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 6 新条例第32条の2（新条例第59条、第63条、第84条、第85条、第89条及び第97条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新条例第32条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

東京都板橋区長 坂 本 健

#### 東京都板橋区条例第18号

東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年板橋区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号、第6号及び第11号中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改める。

第3条第1項中「を作成し、当該入所支援計画」を「及び障がい児（15歳以上の障がい児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し、これら」に改め、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）」を「障害福祉サービス」に改める。

第5条第2項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第3項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第6条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同

項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「第8項まで」を「第9項まで及び次条」に改め、同条第9項中「第2項から第6項」を「第3項から第7項」に、「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「当たっては」の次に「、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「この条において」を削り、「行い」を「行うとともに、当該障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第8条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第8条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、アセスメントを行い、障がい児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障がい児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した

日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第4項、第6項及び第7項の規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第4項、第6項、第7項及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第27条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障がい児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第30条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第39条第1項中「をいう。」の次に「第4項及び」を加え、同条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定

する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。第46条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。第52条第2項第1号中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

第53条第1項第4号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第54条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第46条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第19号

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区国民健康保険条例（昭和34年板橋区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、都」を削り、同号カ中「（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第14条の3第2号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第14条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一

一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の4の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の7.17（一般被保険者に係る）」を「100分の8.69（）」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第2号中「4万5,000円（一般被保険者に係る）」を「4万9,100円（）」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第15条の5から第15条の8までを次のように改める。

第15条の5から第15条の7まで 削除

（基礎賦課限度額）

第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第15条の9の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の10の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の11の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の12の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の2.42（一般被保険者に係る）」を「100分の2.80（）」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第2号中「1万5,100円（一般被保険者に係る）」を「1万6,500円（）」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」

に改める。

第15条の13から第15条の16までを次のように改める。

第15条の13から第15条の15まで 削除

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第16条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の4第1号中「100分の2.16」を「100分の2.28」に、「100分の56」を「100分の55」に改め、同条第2号中「1万6,200円」を「1万6,500円」に、「100分の44」を「100分の45」に改める。

第19条中「、第15条の5」及び「、第15条の13」を削り、「次条各号」の次に「に定める額」を加える。

第19条の2中「又は第15条の5」及び「又は第15条の13」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第1号ア中「3万1,500円」を「3万4,370円」に改め、同号イ中「1万570円」を「1万1,550円」に改め、同号ウ中「1万1,340円」を「1万1,550円」に改め、同条第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同号ア中「2万2,500円」を「2万4,550円」に改め、同号イ中「7,550円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「8,100円」を「8,250円」に改め、同条第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同号ア中「9,000円」を「9,820円」に改め、同号イ中「3,020円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「3,240円」を「3,300円」に改める。

第19条の4第1号ア中「6,750円」を「7,365円」に改め、同号イ中「1万1,250円」を「1万2,275円」に改め、同号ウ中「1万8,000円」を「1万9,640円」に改め、同号エ中「2

万2, 500円」を「2万4, 550円」に改め、同条第2号ア中「2, 265円」を「2, 475円」に改め、同号イ中「3, 775円」を「4, 125円」に改め、同号ウ中「6, 040円」を「6, 600円」に改め、同号エ中「7, 550円」を「8, 250円」に改める。

第19条の5第2項中「前項に規定する保険料額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に改める。

付則第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の付則第6条の規定は、平成23年度及び平成24年度分の保険料については、なおその効力を有する。

4 この条例による改正前の付則第7条の規定は、平成25年度及び平成26年度分の保険料については、なおその効力を有する。

東京都板橋区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

東京都板橋区長 坂 本 健

#### 東京都板橋区条例第20号

東京都板橋区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備  
及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年板橋区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条の2第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際

の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「又は同一敷地内の」を「又は」に、「当該同一敷地内の」を「当該」に改める。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際

の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければ

ばならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第83条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他

の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあ

った場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った区長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」

とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、

協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った区長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った区長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との

間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機

能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条の2第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の東京都板橋区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第106条の2中「開催しなければ」とあるのは「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

東京都板橋区指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

東京都板橋区長 坂 本 健

#### 東京都板橋区条例第21号

東京都板橋区指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年板橋区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第3条第2項中「数が35」を「数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第14条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第4条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第32条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介

護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第14条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第14条第14号中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第14条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第14条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第23条第3項の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

東京都板橋区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

東京都板橋区長 坂 本 健

### 東京都板橋区条例第22号

東京都板橋区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成25年板橋区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第7項」を「第44条第7項」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その

他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条の2第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定

介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこ

とができるものとする。)を定期的を開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った区長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければなら

ない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条の2第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

#### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の東京都板橋区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」

とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第63条の2中「開催しなければ」とあるのは「開催するよう努めなければ」とする。

東京都板橋区指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

東京都板橋区長 坂 本 健

### 東京都板橋区条例第 2 3 号

東京都板橋区指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 2 7 年板橋区条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（以下「区」という。）」を削る。

第 3 条第 4 項中「区」を「特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）」に改める。

第 5 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 6 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令

第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、

利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」の次に「（第33条第31号の規定を除く。）」を加える。

第16条及び第18条（見出しを含む。）中「区」を「区市町村」に改める。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第28条第3項及び第4項並びに第29条第1項中「区」を「区市町村」に改める。

第31条第2項第2号エ中「第33条第15号に規定する」を「第33条第16号の規定による」に改め、同号オ中「第33条第16号」を「第33条第17号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する区」を「の規定による区市町村」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第17号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するこ

と。

第33条に次の1号を加える。

- (31) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により区市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第36条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第24条第3項の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。